

## 第 39 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 8 日 ( 火 ) 10:00 ~ 12:10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - ( 部 会 長 ) 津谷 典子
  - ( 委 員 ) 廣松 毅、白波瀬 佐和子
  - ( 専 門 委 員 ) 濱 博文、望月 久美子
  - ( 審 議 協 力 者 ) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
  - ( 調 査 実 施 者 ) 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか
  - ( 事 務 局 ) 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について
- 5 概 要

## ( 1 ) 諮問全体について

審議の 3 回目として、前回部会で検討することとされた事項並びにこれまでの部会で審議されていない調査事項、調査方法の変更等について、審査メモに沿って審議を行った。

この結果、部会として、おおむね適当であると判断されたが、「32 土地の取得時期」( 調査票乙の調査事項 ) の選択肢を 13 区分から 7 区分に統合することについては、その具体的な政策的必要性について次回部会において説明することを求め、それに基づいて当該調査事項について再度審議を行うこととした。

委員・専門委員からの主な意見は以下のとおり。

## ( 2 ) 前回部会で検討することとされた事項について

## 【「調査票甲」・「調査票乙」共通調査事項】

## 「6 東日本大震災による転居」について

転居の理由を問う設問「転居の理由は何ですか」について、前回部会での指摘を踏まえ、総務省統計局から「転居の主な理由は何ですか」と変更するとの回答がなされ、適当とされた。

## ( 3 ) 調査事項の変更について

## 【「調査票甲」・「調査票乙」共通調査事項】

## 「18 住宅の増改築 改修工事等」について

「(ア)住宅の増改築や改修工事等をしましたか」では、東日本大震災による被災箇所を改修工事した場合、どのように回答するのか。

該当するもの全てを選択するマルチマーク方式であるため、例えば被災によって天井、壁等の改修工事をした場合、「天井・壁・床等の内装の改修工事」と、「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」の二つを選択することとなる。

本調査事項の対象は、持ち家に限定されているとのことだが、賃貸住宅のリノベーション(大規模改修)の増加が想定されるため、そのような観点から賃貸住宅も対象とすることを検討する必要があるといった議論はなかったか。

持ち家に限らず借家も調査対象に含めてはどうかという意見は研究会でも議論となった。しかし、借家の場合は居住者の移動が持ち家に比べ多く、調査対象期間を過去5年に限定したとしても、例えば2年前に入居した世帯がその前の3年の間に改修工事が行われたかどうかということを正確に回答することは困難であると考えられるため、より正確な回答を求める観点から、調査対象は従来どおり持ち家のみとした。

#### 「19 住宅の耐震診断の有無」について

中古マンションについて、耐震診断の有無は調査対象世帯も分からないことがあると思われる。「分からない」という選択肢を設ける必要はないのか。

「分からない」という選択肢を設けてしまうと、当該選択肢を選択する世帯が増えてしまうことが懸念されるため、「分からない」という選択肢はあえて設けていない。耐震診断の有無については、それを調査対象世帯に確認していただき、御回答をお願いすることとなる。

#### 【「調査票甲」調査事項】

##### 「24 現住居以外の土地」について

様々な形で土地政策の大きな転換が検討されている時期であることから、もう少し詳しい内容を把握できることが望ましいと考えるものの、まず、今回の変更案のように本調査事項を調査票甲に設定することは意義がある。

#### 【「調査票乙」調査事項】

##### 「27 現住居以外の土地」について

「区画」という用語は、概念が明確なものであるのか。「筆」という用語でなくてもよいのか。

「一区画で何筆の土地」などという表現を使うが、「筆」は、権利の譲渡に関連する以外の場面では一般的には用いられていない。「区画」という用語は、ひとまとまりの土地を指す概念であるという認識で差し支えなく、「区画」のままでもよろしいのではないと思われる。

##### 「32 土地の取得時期」について

「現住居の敷地以外の所有する宅地など」についての「取得時期」の選択肢を7区分に統合するという変更計画である一方、「現住居の敷地について」は14区分である。両設問において時期の区分が異なるのはなぜか。

本調査は、住宅及びその住宅と密接に関連する現住居の敷地のそれぞれを調査するものであることから、「現住居の敷地」の区分は、現住居の「入居時期」や「建築時期」の区分と合致させている。

この区分は、1年間や2年間、4年間等々と区々になっており、等間隔ではない。区分の設定は、どのような考えに基づいているのか。

調査票乙は、調査事項が多く、報告者の負担感が強いものである。このため、調査事項のみならず区分についても政策担当部局と打ち合わせを行い、政策的な必要性や報告者負担を踏まえ、各区分の期間を設定している。

確かに調査票乙の負担感は大きいものであるが、「現住居の敷地以外の所有する宅地など」

についての区分と、「現住居の敷地」の区分は同一のものでよいのではないか。ただし、政策的な意味で、必ずしも現住居の敷地以外は細かく取る必要は政策的ニーズがないということであれば、そこは一種の折衷案と言える。

区分を統合することとするのは、具体的にはどのような政策的見地からであるのか。

政策的見地については、次回部会において改めて御説明したい。

次回部会において、その旨報告いただき、本調査事項については改めて審議を行うこととしたい。

「34 土地の主たる使用者」について

「使用者がない」という現状を把握することは、今後の住宅政策等においてまさに最も重要な問題になるところであり、適当であると考えます。

#### (4) 調査方法の変更について

「インターネット回答方式の導入対象・地域拡大」について

インターネットによる回答方式の導入対象・地域の拡大についてはよろしいかと思うが、前回調査における導入地域と非導入地域との間の回答者の属性の相違等に関する分析等があれば教えてほしい。

前回調査においては、当該方式を導入した地域が全国で15市のみと非常に少なく、また、回答率は5%程度と僅かであったため、導入地域と非導入地域の比較は難しく、実施できていない。ただし、今回調査においては、全市町村において導入することとなるため、精緻に検証していきたいと考えている。

基本的な方向性は良いと考える。ただ平成22年国勢調査では、オンラインで回答済みの報告者へ調査員が督促を行ってしまったなどの問題も生じているため、本調査の実施に当たっては、国勢調査の経験を活かし、十分な準備、検討を行ってほしい。

調査員や市町村の負担も考慮して、あらかじめ各種の想定に基づいた準備、検討を行っていただくこととして、了解としたい。

「コールセンターの拡充」について

拡充の方向はよいと思う。ただし、インターネット回答方式と同様にコールセンターもより一層の改善の余地がある方策であると思う。今回、コールセンターを運用していくにあたり、過去のコールセンターの運用結果等に留意してマニュアル等の更新、準備をお願いしたい。

コールセンターの拡充に当たっては、起こりうる各種の想定に対し十分な準備、検討を行っていただくこととして、了解としたい。

#### (5) 特記事項について

「東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等」について

被災地域の抽出率を下げたとしても、調査対象となる世帯は存在する。そこで、仮設住宅に入居する世帯を対象に仮設住宅に特化した調査項目を追加するなどについての検討はあったのか。

検討の結果、仮設住宅に特化したような調査項目を追加することは、世帯に新たな負

担をお願いすることにもなり、調査が難しくなると判断した。  
仮設住宅の世帯のみの結果は作成できるのか。  
作成可能。

## 6 次回予定

次回部会は、平成 25 年 1 月 28 日(月)10 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

なお、次回の部会では、調査事項の変更のうち、次回部会において審議することとされた調査事項及び答申案について審議することとされた。